



様式3（裏面）

随意契約とする理由及び見積りの相手方を選定した理由

本業務は、原町東地区の当初事業計画や換地計画を踏まえ、一定区域の編入除外にかかるほ場整備工事のための実施設計業務及び計画変更手続きに必要な変更事業計画書を作成する業務であることから、本業務に関する専門的な知識を有する業者との随意契約とする。

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

「その性質又は目的が競争入札に適さないもの」に該当

福島県財務規則施行通達第269条関係第1項第3号

「契約の内容又は性質上、二人以上の者から見積書を徴することが困難又は不適當であるとき」